

○浦安市情報公開条例施行規則

平成13年 9月25日

規則第52号

**改正** 平成16年 3月31日規則第20号  
平成19年10月18日規則第77号  
平成28年 3月31日規則第17号  
平成30年 3月30日規則第21号  
令和 2年 3月24日規則第13号

(趣旨)

**第1条** この規則は、市長が保有する公文書について、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する書面は、浦安市公文書開示請求書（別記第1号様式）とする。

(公文書開示決定通知書等)

**第3条** 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 浦安市公文書開示決定通知書（別記第2号様式）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 浦安市公文書部分開示決定通知書（別記第3号様式）

2 条例第11条第2項に規定する書面は、浦安市公文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

(開示決定等期間延長通知書)

**第4条** 条例第12条第2項に規定する書面は、浦安市公文書開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

**第5条** 条例第13条に規定する書面は、浦安市公文書開示決定等期間特例延長通知書（別記第6号様式）とする。

(事案移送通知書)

**第6条** 条例第14条第1項に規定する書面は、浦安市公文書開示事案移送通知書(別記第7号様式)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知事項等)

**第7条** 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項の規定による通知は、浦安市情報公開条例第15条第1項の規定による意見照会書(別記第8号様式)により行うものとする。ただし、市長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (4) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第15条第2項に規定する書面は、浦安市情報公開条例第15条第2項の規定による意見照会書(別記第9号様式)とする。

5 条例第15条第3項に規定する書面は、浦安市公文書の開示に係る通知書(別記第10号様式)とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

**第8条** 条例第16条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有する

プログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの  
交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙  
に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

**第9条** 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る公文書の開示の実施の方法

(2) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法

(3) 開示決定に係る公文書の交付の方法

2 条例第16条第2項の規定による申出は、浦安市公文書開示実施方法等申出書（別記第11号様式）によるものとする。

（更なる開示の申出）

**第10条** 条例第16条第4項の規定による申出は、浦安市公文書再開示申出書（別記第12号様式）によるものとする。

2 前項の場合において、既に開示を受けた公文書につき採られた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(公文書の開示)

**第 1 1 条** 公文書の開示は、市長が浦安市公文書開示決定通知書又は浦安市公文書部分開示決定通知書により指定した日時及び場所で行うものとする。

2 公文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷してはならない。

3 市長は、公文書の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しを交付する場合における当該写しの交付部数は、公文書 1 件につき 1 部とする。

(費用の負担)

**第 1 2 条** 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、別表に掲げる公文書の種類ごとに別表に定める費用を負担しなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

**第 1 3 条** 条例第20条に規定する書面は、浦安市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記第13号様式）とする。

(平16規則20・一部改正)

(情報公開・個人情報保護審査会)

**第 1 4 条** 浦安市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）

の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平16規則20・平30規則21・一部改正)

(会議の公開)

**第 1 5 条** 条例第23条ただし書に規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 法令又は他の条例により会議を公開することができないとされているとき。

(2) 条例第 7 条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）

が含まれる事項を審議するとき。

(3) その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

2 市長部局に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、公開する会議を開催するときは、あらかじめ、会議の開催を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

3 附属機関等は、会議の終了後、速やかに議事録を作成するとともに、その写し（不開示情報が記録されている部分を除く。）を閲覧に供するよう努めなければならない。

（平16規則20・一部改正）

（出資等法人の情報公開）

**第16条** 条例第24条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

(2) 市が継続的に歳出規模（法人の年間の総支出額をいう。）の2分の1以上を出資している法人

(3) 法人設立時に資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資し、その後に当該法人自ら増資した法人で、市が当該法人の役員又は当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣しているもの

（平16規則20・一部改正）

## 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 第15条の規定は、この規則の施行の日以後新たに、設置され、又は任期満了による委員の改選が行われる附属機関等の会議から適用する。

（浦安市公文書公開条例施行規則の廃止）

3 浦安市公文書公開条例施行規則（平成8年浦安市規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成16年 3 月31日規則第20号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月18日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第17号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第21号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日規則第13号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第12条）

（令 2 規則13・一部改正）

公文書の種類	開示の方法	金額	徴収時期
1 文書、図画	閲覧	無料	
	写しの交付（用紙に複写したもの）	（1） 単色刷りについては、日本産業規格A列 3 番以内の用紙 1 枚につき10円 （2） 多色刷りについては、日本産業規格A列 3 番以内の用紙 1 枚につき50円	写しを交付した際
2 マイクロフィルム	閲覧（専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したもの）	無料	
	写しの交付（マイクロプリンターにより複写したもの）	日本産業規格A列 3 番以内の用紙 1 枚につき10円	写しを交付した際
3 写真フイルム	閲覧	無料	

ルム	写しの交付（印画紙に印画したもの）	印画に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
4 スライド	閲覧	無料	
	写しの交付（印画紙に印画したもの）	印画に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
5 映画フィルム	視聴（専用機器により映写したもの）	無料	
6 録音テープ・ディスク	聴取（専用機器により再生したもの）	無料	
	写しの交付	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
7 ビデオテープ又は録画ディスク	視聴（専用機器により再生したもの）	無料	
	写しの交付	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
8 電磁的記録（5から7までに該当するもの以外）	閲覧又は視聴（専用機器により再生したもの若しくは用紙に出力したもの）	無料	
	写しの交付	（1） 単色刷りについては、日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき10円 （2） 多色刷りについては、日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき50円	写しを交付した際

#### 備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 この表中「専用機器」とは、開示を受けるものの閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、実施機関により備え置かれたものをいう。

別 記

第 1 号様式（第 2 条）

浦安市公文書開示請求書

年 月 日

浦安市長 様

郵便番号  
住 所  
請求者 氏 名  
電話番号 担当者  
〔法人その他の団体にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者〕

浦安市情報公開条例第 5 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求する公文書の名称又は具体的な内容	
希望する開示の方法 (該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 〔 <input type="checkbox"/> 窓口における交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付〕

〔職員記入欄〕

公文書の名称	
担 当 部 署	部 課 係 担当者 電話番号 (内線)



第2号様式(第3条第1項第1号)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書開示決定通知書

年 月 日付で請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので、通知します。

公文書の名称		
求めることができる開示の実施方法と実費相当の見込額		
開示の日時及び場所	日時	午前・午後 年 月 日 時 分
	場所	
郵送料の見込額		
開示の方法等の申出に関する事項	この通知があった日から30日以内に 別紙「浦安市公文書開示実施方法等申出書」(別記第11号様式)により、希望される開示の方法等の申出を行ってください。申出期間を過ぎた場合は、開示を受けることができません。	
担当部署	部 課 係 担当者 電話番号 (内線)	
備考		

注 開示を受ける際に、この通知書を担当者に提示してください。

第3号様式(第3条第1項第2号)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

公文書の名称		
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 2 浦安市情報公開条例第7条第 号に該当(理由)	
求めることができる開示の実施方法と実費相当の見込額		
開示の日時及び場所	日時	午前・午後 年 月 日 時 分
	場所	
郵送料の見込額		
開示の方法等の申出に関する事項	この通知があった日から30日以内に、別紙「浦安市公文書開示実施方法等申出書」(別記第11号様式)により、希望される開示の方法等の申出を行ってください。申出期間を過ぎた場合は、開示を受けることができません。	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 開示を受ける際に、この通知書を担当者に提示してください。

担 当 部 署	担当者	部 電話番号	課 (内線)	係
---------	-----	-----------	-----------	---

第4号様式(第3条第2項)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書不開示決定通知書

年 月 日付で請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第11条第2項の規定により次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

公文書の名称	
開示することができない理由	浦安市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
担当部署	担当者 部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第4条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

公文書の名称	
条例第12条第1項の規定による期間	年 月 日 ( )から 年 月 日 ( )まで
延長後の期間	年 月 日 ( )から 年 月 日 ( )まで
延長の理由	
担当部署	担当者 部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

第6号様式(第5条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので、通知します。

公文書の名称	
条例第13条の規定による期間	年 月 日 ( )から 年 月 日 ( )まで
開示請求に係る公文書のうち上記期間内に開示決定等をする相当の部分	
条例第13条の規定を適用する理由	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日 ( )
担当部署	担当者 部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

第7号様式(第6条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書開示事案移送通知書

年 月 日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第14条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

公文書の名称	
移送をした実施機関及び担当部署	担当者 電話番号 (内線)
移送を受けた実施機関及び担当部署	担当者 電話番号 (内線)
移送をした日	年 月 日 ( )
移送をした理由	
備考	

注 本件請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第8号様式(第7条第2項)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市情報公開条例第15条第1項の規定による意見照会書

浦安市情報公開条例に基づき、\_\_\_\_\_に関する情報が記録された公文書についての開示請求がありましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該公文書の開示決定等について御意見がありましたら、別紙「公文書の開示決定等に係る意見書」に記入の上、提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
担当部署	担当者 部 課 係 電話番号 (内線)

別紙

公文書の開示決定等に係る意見書

年 月 日

浦安市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

担 当 者

〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者〕

年 月 日付け 第 号で通知のあった公文書の開示決定等に係る意見照会について、次のとおり回答します。

公文書の名称		
開示決定に対する 反対意見の有無	有	無
意 見	開示決定に反対する理由等 (開示されると支障を生ずる部分及びその理由)	

* 事務処理欄	受付年月日 担当部署	年 月 日
---------	---------------	-------



第9号様式(第7条第4項)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市情報公開条例第15条第2項の規定による意見照会書

浦安市情報公開条例に基づき、\_\_\_\_\_に関する情報が記録された公文書についての開示請求がありましたので、同条例第15条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該公文書の開示決定等について御意見がありましたら、別紙「公文書の開示決定等に係る意見書」に記入の上、提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	・適用区分 浦安市情報公開条例第15条第2項第 号 ・適用する理由
開示請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
担当部署	部 課 係 担当者 電話番号 (内線)

別紙

公文書の開示決定等に係る意見書

年 月 日

浦安市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

担 当 者

〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者〕

年 月 日付け 第 号で通知のあった公文書の開示決定等に  
係る意見照会について、次のとおり回答します。

公文書の名称		
開示決定に対する 反対意見の有無	有	無
意 見	開示決定に反対する理由等 (開示されると支障を生ずる部分及びその理由)	

* 事務処理欄	受付年月日 担当部署	年 月 日
---------	---------------	-------

第10号様式(第7条第5項)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市公文書の開示に係る通知書

年 月 日付け 第 号で照会しました\_\_\_\_\_に関する  
情報が記録された公文書の開示請求について、次のとおり公文書を開示することを決定  
しましたので、浦安市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録された 第三者に関する情報 のうち開示すること としたもの	
開示することとした 理由	
公文書を開示する日	年 月 日( )
担 当 部 署	部 課 係 担当者 電話番号 (内線)

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式(第9条第2項)

浦安市公文書開示実施方法等申出書

年 月 日

浦安市長 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号 担当者  
〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者〕

浦安市情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり希望する開示の方法等について申し出ます。

開示を求める公文書に係る通知書の番号 *(開示を求める部分)は、一部についてだけ開 示を求める場合のみ記入してください。	希望す る開示 の方法	実施す る開示 の方法	数 量 単 位	金 額
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
郵 送 料				円
合 計				円
写しの交付の方法(写しの 交付を選択した場合のみ)	1 窓口交付		2 郵送交付	

注

- 太線の内枠のみ記入してください。
- 「希望する開示の方法」は、下記に対応する記号(A~F)により記入してください。
  - 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。)の場合
    - 閲覧.....A
    - 写しの交付.....B
  - 電磁的記録又はマイクロフィルムの場合
    - ア 閲覧、視聴又は聴取
      - 専用機器により再生・映写したものの閲覧・視聴・聴取.....C
      - 用紙に出力・印刷したものの閲覧.....D
    - イ 写しの交付
      - 用紙に出力・印刷したものの交付.....E
      - 電磁的記録媒体に複写したものの交付.....F

第12号様式(第10条第1項)

浦安市公文書再開示申出書

年 月 日

浦安市長 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号 担当者  
〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者〕

浦安市情報公開条例第16条第4項の規定により、次のとおり再開示について申し出ます。

開示を求める公文書に係る通知書の番号 *(開示を求める部分)は、一部についてだけ開示を求める場合にのみ記入してください。	希望する開示の方法	実施する開示の方法	数 量 単 位	金 額
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
郵 送 料				円
合 計				円
写しの交付の方法(写しの交付を選択した場合のみ)	1 窓口交付		2 郵送交付	

注

- 太線の内枠のみ記入してください。
- 「希望する開示の方法」は、下記に対応する記号(A~F)により記入してください。
  - 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。)の場合
    - 閲覧.....A
    - 写しの交付.....B
  - 電磁的記録又はマイクロフィルムの場合
    - ア 閲覧、視聴又は聴取
      - 専用機器により再生・映写したものの閲覧・視聴・聴取.....C
      - 用紙に出力・印刷したものの閲覧.....D
    - イ 写しの交付
      - 用紙に出力・印刷したものの交付.....E
      - 電磁的記録媒体に複写したものの交付.....F

第13号様式(第13条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、別紙諮問書の写しのとおり浦安市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、浦安市情報公開条例第20条の規定により通知します。

担 当 部 署	担 当 者	部 電 話 番 号	課 (内線)	係
---------	-------	--------------	-----------	---